様式第５号（第６条関係）

揖斐川町長　様

**誓　約　書**

　揖斐川町社会福祉施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の交付申請にあたり、下記の全てについて宣誓・同意します。

１．交付要件を全て満たしていること。

２．不交付要件に該当していないこと。（注１）

1. 支援金の申請に関し提出した書類及び記載内容に虚偽が無いこと。
2. 支援金を重複して申請・受給しないこと。
3. 支援金を申請する施設等において、令和５年４月１日時点で廃止又は休止しておらず、令和５年９月３０日までの間に廃止又は休止する予定がないこと。

６．支援金の収支に係る証拠書類を５年間（令和１１年３月３１日まで）保存すること。

1. 揖斐川町から申請内容及び審査に関する立入検査を含む調査・報告・是正のための

依頼・措置等の求めがあった場合は、これに応じること。

1. 支援金の交付後に申請内容に虚偽等が判明した場合は速やかに返還するとともに、加算金の支払いに応じること。また、事業者名、事業所名等の情報が公表されることに同意すること。
2. 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、揖斐川町暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

１０．個人情報の取扱いに関して、支援金の交付手続きに必要な範囲内で当該支援金交付業務の委託事業者と共有することに同意すること。

１１．提出した情報を支援金の事務のために第三者に提供する場合（交付要件の充足性を判断するために揖斐川町が申請者の基本情報を第三者に提供する場合を含む。）に同意すること。

１２．申請書類に記載された情報は、必要に応じて揖斐川町が行政機関等（国、県、税務当局、警察署、保健所等）に提供することに同意すること。

1. 不交付要件等は、揖斐川町社会福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱第４条各号に規定する事項及び支援金を申請する施設等を令和５年４月１日から令和５年９月３０日までの間に災害その他やむを得ない事由を除き、廃止又は休止（予定を含む。）することとする。

【署名欄】　　署名年月日　　　令和　　年　　月　　日

所在地（法人所在地）

申請事業者名

代表者役職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

※代表者の自署又は記名のうえ、法人代表者印を押印してください。